

大野川通船について

土 谷 よ ね さ く

第一篇 白杵領通船考（白杵史談にて発表）

第二篇 明治、大正時代通船考（本誌）

目 ろ く

第一　白杵藩船方の廃止
第二　川さらへ

第三　廻送組合の誕生
第四　細長保存会

第五　問屋の出現
第六　細長の繁栄

第七　通船の実相

河港間の距離—通船の所要時間—寄港—積荷—運賃—造船費—川さらへ—引綱—船のつなぎ方—賃銀—

船士の出身地—炊事—県立農学校の大移転

第八　結び

◆明治、大正時代の大野川通船考

第一 白杵藩船方の廃止

明治二年（一、八六九）版籍奉還が布告されて、白杵藩は白杵県となり、殿様は知藩事と名称が變つた。

然し依然として、旧大名—土地—領民のつながりには変りがなく、王政維新はみのりそうになかつた。従つて、細長、吐合の河港は旧来の船方役所（浦奉行）の配下にあつて、その容相は全く昔のままであつた。

明治四年（一八七二）廢藩置縣が断行されたので、人民たちは完全に封建体制から解放されたのである。四民平等（士農工商）の言葉が流行し、のびのびとした明るい世の中となつた。

この喜ぶべき世の中となつたが、自由、自立、自営などの味を知らない船頭たちは、仕事の場を失つて、全く戸惑ひの状態であつた。久しい年代の間、独立自尊の生活経験がなかつた人たちの狼狽は無理もない事であつた。

この廢藩置縣と共に、大野川通船も廃止となり、夥しい物資の輸送も、人馬の往来織るが如しと言はれた吐合一細長の眞ひも止つてしまつたのである。

第二 回送組合の誕生

河港吐合と細長には、遊休の小舟と帆船が流水に揺れていた。仕事の場を失つた船頭たちは、細長のお倉場に集つて、生活の立て直し評議を重ねた。

この船頭の話合には、遂に希望の花が咲いた。それは、旧領主に嘆願して、帆船の払下を受ける事に成功した。
かくて、箇々別々の廻漕業を始めた。然しこの営業方式では、手の廻らぬほど忙しい船頭もあれば、積荷にありつけない者もあつた。ここに滯貨をなくしたり、同業者の不振を開拓する方法が必要となつたのである。

明治六年（一七八二）山内甚吉、橋本庄吉、帆秋温五郎、梅木太吉等を含む二十人の船頭たちが、自分の手持の船を出し、自分たちが株主となり一細長廻送組合を創立することに成功した。

この組合は株組織で、一株とは一船頭であること、二十石船一艘の手持であること、と云う制約があつた。これを細長株と言つた。

この制約は、船の石数が様々であつては、利益配分に紛争が起り易い心配があり、又船方でない資本家の投資を封じて、古くからの船友の共存共栄を考えていたのである。

然し特例として、永年船方として、大野川筋で働いた者には、貢株、借株を許した。

以上を要すれば、細長株は、株主一九人で帆船二十三があつた。（前記の四人は、各二株の所有者であつた）

◆文 献

借株によつて組合に入つた文書

証

一今般拙者儀、船營業相始メ、貴殿ニ係ル船株目下借請候處実正也、然ル上ハ右運送之請荷物ニ係ル一切ノ掛物等、必ズ其時々岐度（きつど）御算用可申上、若シ万一不都合ノ廉出来候節ハ、身元引受人ニテ心ズ弁済致シ、御貴殿ヘハ、御迷惑相掛申間敷、請人連署ノ証書差出置キ候、依テ一札如件、

大正二年拾二月五日

營業者	大分郡竹中村	佐用武雄印
右身元引受人	大分郡竹中村	梅木又四郎印
右 証 人	全郡全村	橋本元吉印

麻生慶五郎殿

第三 川さらへ

細長廻船組合が創立されたが、帆船は依然として吐合より上流には上れなかつた。

荷物は細長から小船で下し、吐合で本船に積み替えていたのである。

組合はての不便を除く為には、是が非でも細長一吐合間の川さらへをせねばならなかつた。そこで明治六年（一八七二）工事にかかり、全九年三月竣工した。當時難航の筒取、発起人、浚流周旋人、株所有者名等が碑文（細長）に残つてゐる。

◇文 献

通船発起在明治六癸酉年、同七申戌着手、同九乙亥年三月成功スト雖、着手后五ヶ年間、寒暑の無別、浚流役夫一ヶ年及三百有余人、其最苦辛大石ヲ割りタルケ所左ノ如シ。瀬頭、中瀬谷、尻仏、綱代、舞田是ナリ。

発起人山村紋平、山内甚平、三浦歌吉、深田円平、同郡ノ尻村羽田野伝内、同田原村浅野善三郎、同徳尻村工藤徳三郎、浚流周旋人深野村藤田三平、同山田卯三郎、同久原村梅木太吉、大分郡花香嶋田甚五郎、同橋本庄吉、同上尾村帆秋温五郎、

大野郡田原村佐藤重吉、同宇対瀬村橋弥吉

細長株船頭山内甚平、右同人・橋本庄吉、右同人・帆秋温五郎、右同人・梅木太吉、右同人・足立槌五郎、足立卯門太、足立友治・後藤啓治・帆秋弥市・若杉万治郎・帆秋滝三郎・立川菊治・立川浅吉・橋本喜太郎・田下今朝五郎・挽田長吉・佐藤左五郎・寺岡玉作・橋本柳五郎・犬飼石工岩杉茂吉

註 一、吐合ハ犬飼町ノ対岸地

一、深野村ハ細長河港のある村で、現三重町地域内である。

第四 細長保存会

白帆は風をはらむで、清流に沿ふて細長河岸に通ひはじめた。或はぢくろ相続いて鶴崎下りする風光は、詩であり又絵でもあつた。

然しこの美しい光景の蔭には、痛ましい事情が湧いていた。それは船の老朽、船頭の老衰疾病、或は一家の不振等で、株主中には脱落者が出そうになつた。

この状況は、株主間の話題となつて、互助救済の必要が叫ばれ、遂に細長保存会が生れた。これが具体的方法として一細長頼母子講が出来たのである。

この講は、豊肥線犬飼駅の開通（大正六、七、二〇日）細長橋の落成（大正六年十二月）頃迄統いて、大なる救済の実を上げたのである。

◇文 献

○
参 錢
証

一金六拾參円廿錢也

右之細長株保存頼母子金、明治四拾年旧八月拾日会、組合ノ内、くじ当人帆秋牧太郎預り置キ處夷正也、然ルニ若万一、本人掛けシ方出来兼候節ハ、組合共引受ケ一切連中ヘ、御迷惑相掛け申間敷候、依而証書如件

明治四拾年旧八月拾日

大分郡戸次村上戸次

くじ当人

帆

秋

牧太郎

組合人

高

橋

格

全

若

馬

三郎

若

杉

金

三郎

世話人 麻生慶五郎殿

註 この世話人は、現在麻生ウキ（明治十八年生）の夫で、市場五区麻生勇氏の父である。

第五 問屋の出現

細長廻送組合の発足と同時に、問屋が開設された（初代麻生慶五郎、次代麻生勇氏）当然の必要によつて発生したのである。

陸上げ荷物も、船積荷物も、一応この問屋をへて、円滑に運送された。

廻送組合も、この問屋に船頭溜を置いた。この部屋の壁に「沖めぐり」川下りの船の出帆札を掛けて、一目瞭然として、出番、船の所在を明にしてあつた。

當時、遞信局が、この問屋に一切手印紙売捌所を置いた事から見ても、細長河岸の繁栄していた証こになろう。

現在は全く小篋に埋もれて、昔のありし姿も想到し難い程あつてゐる。清流のみは依然として日日星辰を浮べ、せせらぎも亦、感傷をそそつてゐる。

◇文 献

麻生問屋に保存されている当時の許可書

明治三十三年九月二十九日省令第七十二号

都便局所収入印紙壳下規則

明治三十三年九月二十九日省令第七十五号

郵便切手類壳下規則

第六 細長の繁栄

細長株の成立——川さらへの成功——細長保存会の結成——問屋の開始——統制された協力体制が整ふと、大野川を大動脈とした血潮の通船が始った。

物資はここに集り、ここから四散して、後方地域の大玄関となつた。丁度、今日の三重駅の役目を果したのである。

この通船を利用することによつて、運賃は安くなり、日子は短縮された。この恩恵を受けたのは三重郷のみでない。緒方や竹田地方、遠く阿蘇郷に迄及んだ。一日に七〇台——一一〇台の荷馬車が輸送に当つた事から考へても、この細長河岸の繁栄を伺うことが出来よう。

元もと、三重郷は臼杵領下であつたから、百般の関係が臼杵町に結ばれていた。一度版籍が奉還されると、生活の関係が漸次大分に移つた。日を遂ふて、陸路をたどる交通、運輸が増加すると、細長の渡場は県営となつた。これも細長の繁栄となつたのである。

この渡しも、細長橋の開通（大正六、一二月）犬飼駅の営業開始（大正六、七、二〇日）と共に廢止になつて、情趣あふる風物も亦消え去つた。

◇文 献

細長繁栄記の碑は、旧細長渡に下る坂道の右側に建てられてある。旧府内の儒者竹内節三の撰文、田口母山の書、世話人は難波三江とであろう。

細長繁栄記

細長在大野郡白滝川南山手深野郷。属白杵藩与之為治。取其南鄙三重郷租税一万余石。而納之于細長倉。既納而又輸諸吐合。亦收野津租税八千余石。二倉之相距不能一里。然非馬牛之力不得輸也。吐合而下船漕于戸次家島諸倉以テ便焉。而船之能上至者吐合而止。岡藩嘗欲通之於其封内岩戸。属以謀於白杵藩。然而白杵之与岡以川中流間境。則有少異同議終不諧。及置県之始村民以請之官。官司可之。乃浚川通船直航至沈蛇灘而下而其上下者必皆破泊于細長。於之乎遠近争移居張戸。其繁栄日月以下加焉。一日郷人難波某來說状。日請記其概。余亦嘗經過其地。蓋租税收納之際雜沓不可言。而常時寂莫不見人跡。雖今吾聞其状。未輒信其繁栄則将来之人亦不信旧時之寂莫不可以記記也。三年後如果能成郡邑則吾亦將喜而記之。

維時明治十一歳在戊寅九月

竹内節三撰
田口母山書

第七 通船の実相

一、河港間の距り……………（通称による）

細長、犬飼間……………一里

犬飼、鶴崎間……………六里

二、通船の時間……………（細長、鶴崎間）

上り……………順風五時間

無風一日半

下り……………六時間

客船下り……………（犬飼……白瀧間）

平水……………一時間半

増水……………一時間

三、寄港地

当時の寄港地は悉く渡場であつた。各渡場で積荷を拾つて下るシキタリであつた。

客船の場合は、岸に客が居れば立寄つた。

細長——犬飼——田原（兩郡橋）——筒井（上戸次）——白瀧（中判田）——松岡——宮川——金谷——三間松（鶴崎）↑
↓終点

四、積荷

1. 間屋から渡される物を積む立前であるから——何んでもかんでも積んだ。
2. 沖まわりの積荷は、大体固定していた。
 - 大分港行き——緒方米・木材・竹材
 - 別府港行き——木炭・木材・竹材

豊岡港行き——すす竹

佐賀関港行き——鉱石（かます入）

五、運賃（細長——鶴崎間）

1. 帆船（二〇石）貸切の場合

平水——四斗俵、六十俵積——四円五拾錢

増水——四斗俵、百俵積——七円五拾錢より八円位

2. 石と薪は大体米に準ずる。

3. 沖めぐりは、右の運賃に七円・八円高が相場であつた。

4. 客船

細長、犬飼間——大人十五錢

犬飼、鶴崎間——大人二五錢

小船は定員十人、帆船定員五十人。

六、造船費（明治末年頃）

1. 帆船——一〇石——一〇〇円位

2. 客船——五〇円位

3. 鯉船——三〇円位

七、川さらへ

海年秋（二百十日後の減水季節）に行つた。一株より一名出勤……計二三人と、渡奈瀬（となせ）に帆船三〇あつたので三人が加わり、計二六名で、三日間公役働をしたと言う。尚大野川の全就航区域を、関係組合にて川さらへする申合せになつ

ていたから、細長組は、細長と犬飼間が責任区間であつた。

八、引づな

順風の日には、下りよりも速力が出た。帆が、はた、はたと鳴つて、船が生きものの様に上の快適は今も忘れられぬ、と藤田さん（元船頭）は語つてくれた。

然し無風の上りには一方ならぬ苦勞であつた。船頭、船方は棹でさし、船子は三十三ピロの綱を肩にかけて河岸から曳いた。そこで青年でなくては体力が続かなかつた。

この引綱は、シユロ繩で、大人の小指より細かつた。重量をへらす為であつた。曳子のはく足半（あしなか）は、農家ではく物よりまだ短かつた。終始爪先歩きであつたから、短い程都合もよく、濡れても重くなかつた。

九、船のつなぎ方

鶴崎の船つきは沙浜であつたから、船杭につないだが、その外の船つきでは立木や岩につないだ。杭を使ふことは少かつた白杵領の船つきであつた家島（鶴崎）には今でも二三十本の船杭が、木骨のみとなり、海苔がつき、旧時をしのぶに十分である。（昭和三七、一〇月視察）

一〇、賃 貨

船頭	——細長、鶴崎間一往復・金三円
船方	全
曳子	心付で賃銀定は無い。

曳子	全
心付	で賃銀定は無い。

右の賃銀は手取高で、食事と毎夕酒一合は親方持といふ習慣であつた。

沖めぐりも、川下りも順番であつたので、月に十回が普通で、時に十二回就航もあつた。

当時は物価が安かつたから、月に十回も船にのれば、役人よりは余程よい暮しが出来たと聞かされた。

（藤田老の話）

十一、船方の出身

船頭が、自分の親戚、知人を引くから、自然船頭の出身地から船方が出たようである。

細長の船方は、深野、柴山が多く、その他犬飼、山奥、戸上、田原等の大野川筋から多く出た。

十二、○ 事

上り船の場合には、多くの時間と労力を要したので、出帆に際して、米五升、お菜、酒を用意した。河水を飲用したが、沖めぐりの時には、斗樽に水をつめて出た。

十三、県立三重高校の大移転

大正六年三月、文部大臣の認可を経て三重町に位置変更。

大正七年六月、第一期移築校舎〇工により職員生徒三重町に移転。

大正八年四月、移築工事完了。

（同校学校要覧より抜粋）

この記事を見たとて、何の興味も感動も覚えないが、別府石垣原にあつた校舎を解体して、海路大野川に入り、溯つて細長河岸に上げ、馬車で三重町に運んで、現在の位置に再建した、と聞いたら、眉を動かさぬ人があろうか。當時、豊肥線は犬飼駅迄開通（大正六、七、一〇日）していたが、細長橋は無かつた。そこで旧来に従つて、帆船を利用することは、運賃も低く、且つ積替の混乱なく、三重町に送り届けられるからであつた。

この校舎大移転の光景を見たり、直接運搬に従つた船頭、荷馬車業者も、未だいくらも元氣で生存している。筆者も三十才に近かつたから、多くの話題をひそめている。

細長組は、當時帆船二十三を総動員して運送に当つたのである。その美観、その壯觀は地方人の誇りの語り草でもあつた。細長には、毎日七〇台一一〇台の馬車が集つて、資材・備品を三重に運んだ。それこそ陸續としてと言ふ形容にふさわしかつた。

桜、その他の珍木迄到着した。現校地の外廓にある枯死寸前の様な老桜も、その當時石垣原の旧校地から移転したものである。

この大輸送こそ、大野川通船史の晚期を飾る、残照の様に、美しく輝ける大記録である。

第八 むすび

某年の夏日、大分学芸学部の学生さんの訪問を受けた事があつた。用件は——大野川通船資料であつた。私は何度もこの川船を利用した事はあつたが、学生諸君の質問に、適格な応答が出来なかつた。

三重町は昭和二十七年頃から、町史編さんの資料を集めていたが、この方面には未だ手が伸びていなかつたのである。学生たちの調査項目は中々立派であつた。後になつて、背後の指導が、半田先生だ——と聞いて、成程と感心した。この通船について質問に応へつつ——至急手をつけねばならぬと感じた。

いよいよ大野川通船史に取り組んで見ると、自然二つに分れる事に気がついた。

一つは、犬飼河岸を起点とする岡領通船史

二は、細長、吐合を起点とする臼杵領通船史であつた。

三重町は旧臼杵領下であつたので、資料も得やすく、実地踏査に地の利があり、公民館の応援もあつて、萬事が都合がよかつたので、臼杵領関係とその延長から手をつけたのである。

この調査に当つて、私の手の及ばぬ点があつた。それは——船頭——船方——船士——船子——曳子——等の名称が、もと船

頭をしていた老人たちの語りの中に現はれるのである。一語りすんで、此の名称について、根ほり葉ほり問ひ正して見たが、要領を得なかつた。

船士とは、船頭、船方の尊称らしい。水上での侍格と言ふ語らしい。

船方とは、船頭、船子等をくるめての言葉らしい。細長、吐合にあつた役所を、船方役所と言つた様である。船頭に言はせると——船方は私共の下役——と言ふのである。船頭は一城の主人格です——と威厳たっぷりの語調である。次は船方役所の所ぞくが史料に出て来たのである。

白杵藩の制度

一町奉行……町年寄

家老——郡奉行……代官……庄屋

勘定奉行……山奉行……山守

浦奉行……□

この制度の中に船方の文字が見当らないが、浦奉行の所ぞくではないかと思つたのである。

稿を終るに當つて、右の船乘の名称と、船方役所について、先輩各位の御指導を賜りたいと思ひます。

更にこの調査に當つて、御指導や、史料を御提供下さつた方の芳名を記して、感謝の意を表します。

◆羽田野 清氏

大野川通船碑拓本

岡領岩戸住の通船上書

明治、大正通船実話

◆三重町公民館所蔵

下玉田組大庄屋留書…………六冊

◆三重町多田雄次郎所蔵

下玉田組大庄屋留書…………十二冊

◆大分市立川輝信氏所蔵

下玉田組大庄屋留書…………一冊

◆麻生ウキ姉…………八七才

細長問屋初代麻生慶次郎氏未亡人で、賃料及び追憶談

◆麻生五男氏

旧臼杵領お居遺跡（船方役所跡）所有者の現地御指導

◆前田篤一氏

元船頭で通船事実の語り手

◆小島茂氏

犬飼運送株式会社の最後代表者

◆故多田 隆氏

通船追くわい談

◆西原婦人会員數名

百枝船場について

（昭和三八、八、一三日）

以 上